

ダウンロード

○岐阜県都市公園条例施行規則（昭和37年12月27日規則第135号）

岐阜県都市公園条例施行規則

昭和三十七年十二月二十七日

規則第百三十五号

（総則）

第一条 この規則は、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号。以下「条例」という。）第四条第二項、第五条、第七条、第九条第二項、第九条の二第二項及び第四項、第九条の九第二項、第十条第一項、第十二条の三、第十二条の五並びに第十三条の規定に基づき、必要な事項を定める。

一部改正〔昭和五二年規則四一号・平成八年四三号の二・一六年七四号・九八号・一七年一三五号〕

（広告物の掲出施設）

第二条 条例第四条第一項第五号の知事が定める公園施設は、岐阜メモリアルセンターの公園施設とする。

追加〔昭和六三年規則八二号〕

（申請書の記載事項）

第三条 条例第四条第二項の規則で定める事項は、原状回復の方法とする。

2 条例第七条第一項（公園施設の管理の許可を申請する場合を除く。）及び第二項の規則で定める事項は、工事实施の方法、工事实施の期間及び原状回復の方法とする。

一部改正〔昭和五二年規則四一号・六三年八二号〕

（申請書の様式）

第四条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条及び第六条並びに条例第四条及び第九条の九第二項の規定により知事に提出する申請書の様式は、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 法第五条第一項前段の規定により公園施設の設置の許可を申請する場合 別記第一号様式
- 二 法第五条第一項前段の規定により公園施設の管理の許可を申請する場合 別記第二号様式
- 三 法第五条第一項後段の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 四 法第六条第二項の規定により都市公園の占用の許可を申請する場合 別記第四号様式
- 五 法第六条第三項本文の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 六 条例第四条第二項の規定により都市公園内制限行為の許可を申請する場合 別記第五号様式
- 七 条例第四条第三項の規定により変更の許可を申請する場合 別記第三号様式
- 八 条例第九条の九第二項の規定により利用料金の承認を申請する場合 別記第五号様式の二

一部改正〔昭和五二年規則四一号・六三年八二号・平成八年四三号の二・一六年七四号・九八号・一七年一三五号〕

（指定管理者指定申請書に添付すべき書類等）

第四条の二 条例第九条の二第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- 二 法人にあつては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあつては代表者の住民票の写し
- 三 納税証明書
- 四 申請を行う日の属する事業年度の収支予算書、直近事業年度の事業報告書及び直近五事業年度の財務諸表
- 五 申請を行う事業に係る収支計画書

2 条例第九条の二第四項の規則で定める事項は、団体の代表者の氏名とする。

追加〔平成一六年規則七四号〕、一部改正〔平成一七年規則一四号・一三五号〕

（許可の特例）

第四条の三 条例第五条第三号の規則で定める場合は、第六条第一項本文の規定により利用承認通知書の交付を受けた場合及び同項ただし書の規定により有料公園施設利用申込書に承認済の印を受けた場合とする。

追加〔平成一六年規則九八号〕

(有料公園及び有料公園施設利用許可の申請手続)

第五条 条例第九条第二項の規定による有料公園及び有料公園施設（岐阜メモリアルセンターの有料公園施設を除く。）の利用の許可の申請は、当該利用に係る有料公園又は有料公園施設の利用料金の納入をもって当該申請があつたものとみなす。

2 条例第九条第二項の規定による岐阜メモリアルセンターの有料公園施設の利用の許可の申請は、有料公園施設利用申込書（別記第六号様式）二通を知事（条例第九条の二第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。次条第一項及び第六条の二第一項において同じ。）に提出することにより行わなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める行為が行われたことをもつて、条例第九条第二項の規定による申請があつたものとみなす。

一 庭球場一般コートを個人で利用する場合、水泳場、弓道場及び補助競技場を一般利用する場合並びに本館のトレーニング室を利用する場合 利用料金の納入

二 第一駐車場及び第二駐車場を利用する場合 駐車場への入場

3 前項本文の申請は、利用しようとする日（引き続き二日以上利用する場合は、その最初の日。以下「利用日」という。）の三月前からすることができる。ただし、岐阜メモリアルセンターの施設を国際的、全国的又は全県的なアマチュアスポーツ大会、見本市、展示会、集会、プロスポーツ等の興行等で利用する場合は、利用日の一年前から当該申請をすることができる。

追加〔昭和六三年規則八二号〕、一部改正〔平成二年規則三九号・三年四一号・六年六四号・七年八六号・一〇七号・八年四三号の二・一五年二号・八五号・一六年七四号・一七年一一号・二五年七五号・二六年四九号〕

第六条 条例第九条第二項の許可をしたときは、知事は、利用承認通知書（別記第六号様式の二）を申請者に交付するものとする。ただし、前条第二項本文の規定により提出された有料公園施設利用申込書の一通に承認済の印（別記第七号様式）を押印することをもつて利用承認通知書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項に該当する場合にあつては入園券、入館券又は利用券（花フェスタ記念公園にあつては別記第七号様式の二、平成記念公園にあつては別記第七号様式の三、心のテーマパーク養老天命反転地にあつては別記第七号様式の四、世界淡水魚園水族館にあつては別記第七号様式の五、条例別表第三二の表に掲げる有料公園施設（心のテーマパーク養老天命反転地及び世界淡水魚園水族館を除く。）にあつては別記第七号様式の六）を、同条第二項第一号に該当する場合にあつては利用料金納入済証（別記第七号様式の七）又は指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により利用料金を納入するときに発行する指定管理者が別に定める領収書を、同項第二号に該当する場合にあつては岐阜メモリアルセンター第一駐車場若しくは第二駐車場に自動車が入場する際に発行する駐車券（別記第七号様式の八）をもつてそれぞれ利用承認通知書に代えるものとする。

3 第一項の利用承認通知書（同項ただし書又は前項の規定により利用承認通知書に代えるものとするものを含む。）は、有料公園又は有料公園施設を利用する際提示しなければならない。

追加〔昭和六三年規則八二号〕、一部改正〔平成三年規則四一号・七年一〇七号・八年四三号の二・一五年二号・一六号・一六年六三号・七四号・一七年九号・一一号・二五年七五号・二六年四九号〕

(利用許可の変更申請等)

第六条の二 条例第九条第二項の許可を受けた者（第五条第二項本文の申請をした者に限る。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、利用承認変更申込書（別記第七号様式の九）二通を知事に提出することにより申請しなければならない。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による利用の許可の変更に係る申請の場合について準用する。

追加〔平成二六年規則四九号〕

(附属施設設備等の利用料金)

第七条 条例別表第三二の表の知事が定める額は、別表第一に掲げる附属施設設備等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

追加〔平成一七年規則一一号〕、一部改正〔平成二五年規則七五号〕

(有料公園施設を一般利用する場合の利用料金)

第八条 条例別表第三二二備考六の知事が別に定める額は、別表第二に掲げる施設の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

追加〔平成三年規則四一号〕、一部改正〔平成七年規則八六号・八年四三号の二・一六年七四号・一七年一一号・二五年七五号〕

(利用料金の納入)

第九条 利用料金(岐阜メモリアルセンターに係るものに限る。次条及び第十一条において同じ。)

は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおり全額納入するものとする。

- 一 庭球場一般コートを利用する場合 利用の時までに指定管理者の事務室で現金又は指定管理者の預金若しくは貯金の口座への振込みその他指定管理者が別に定める方法により納入すること。
 - 二 水泳場、弓道場若しくは補助競技場を一般利用する場合又は本館のトレーニング室を利用する場合 利用の時までに水泳場、弓道場、補助競技場又はトレーニング室の入口又は指定管理者の事務室で現金により納入すること。
 - 三 第一駐車場又は第二駐車場を利用する場合(指定管理者が別に定める駐車場利用券により利用する場合を除く。) 駐車場から自動車が出場する際に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。
 - 四 前三号に掲げる場合以外の場合 条例第九条第二項の許可を受けた日から二十日以内(当該許可を受けた日から二十日以内に利用日が到来する場合にあつては、当該利用日まで)に現金又は指定管理者が別に定める方法により納入すること。
- 2 前項第四号に掲げる場合において、利用料金延納申請書(別記第八号様式)の提出があり、指定管理者がやむを得ないと認めたときは、同号に規定する期限後に納入することができる。
- 3 第一項第三号の納入があつたときは、利用料金納入済証(別記第八号様式の二)を納入者に交付するものとする。

追加〔平成二五年規則七五号〕、一部改正〔平成二六年規則四九号〕

(利用料金後納の取扱い)

第十条 指定管理者(岐阜メモリアルセンターの管理を行う者に限る。以下この条及び次条において同じ。)は、前条に規定するもののほか、利用料金の納入が確実であると認められる場合に限り、期間を定めて、利用料金後納の取扱い(利用料金を利用日の属する月の翌月の指定管理者が指定する期日までに納入することをいう。以下同じ。)の承認をするものとする。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、利用料金後納申請書(別記第八号様式の三)を指定管理者に提出しなければならない。
- 3 指定管理者は、第一項の承認を受けた者が、利用料金を同項に規定する期日までに納入しないときは、利用料金後納の取扱いを停止し、又は当該承認を取り消すことができる。

全部改正〔平成二五年規則七五号〕、一部改正〔平成二六年規則四九号〕

(利用料金の返還又は減免)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既納の利用料金から当該各号に定める額の利用料金を返還する。

- 一 天変地異その他利用者の責めに帰すことができない理由により岐阜メモリアルセンターを利用することができなくなったとき 全額
 - 二 利用日の七日前までに利用料金返還申請書(別記第九号様式)の提出があり、指定管理者が承認したとき 全額
 - 三 利用日の六日前から二日前までに利用料金返還申請書の提出があり、指定管理者が承認したとき 半額
- 2 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。
- 3 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が特に認める場合を除き、条例第九条第二項の規定による利用の許可の申請をする際に、利用料金減免申請書(別記第九号様式の二)を指定管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の減免を承認したときは、利用料金減免承認書（別記第九号様式の二）により申請者に通知するものとする。

追加〔平成二五年規則七五号〕、一部改正〔平成二六年規則四九号・二七年一〇六号〕

（使用料の納入）

第十二条 条例第十条に規定する使用料は、岐阜県証紙により、許可の際に納入するものとする。ただし、許可の期間が一年を超える場合にあつては、許可の日の属する年度分の使用料は許可の際に、次年度分以降の使用料は各年度分を当該年度の四月二十日までに納入するものとする。

追加〔平成二五年規則七五号〕

（使用料の返還又は免除）

第十三条 条例第十条第三項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、返還の理由が生じた日から起算して十五日以内に、使用料返還申請書（別記第十号様式）を知事に提出しなければならない。

2 条例第十条第四項の規定により使用料の免除を受けようとする者は、知事が特に認める場合を除き、許可の申請をする際に、使用料免除申請書（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六二年規則一〇〇号・六三年八二号・平成六年六四号・八年四三号の二・一四年七五号・二五年七五号〕

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第十四条 条例第十二条の三第一項第一号及び同条第二項の規則で定める場所は、当該公園管理者の事務所とする。

2 条例第十二条の三第二項の規則で定める保管工作物等一覧簿は、別記第十二号様式によるものとする。

追加〔平成一六年規則九八号〕、一部改正〔平成二五年規則七五号〕

（保管した工作物等を売却する場合の手続）

第十五条 条例第十二条の五の規則で定める方法は、競争入札の方法とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約の方法とする。

追加〔平成一六年規則九八号〕、一部改正〔平成二五年規則七五号〕

（準用）

第十六条 第七条から第十一条までの規定は、条例第九条の三第一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（条例第九条の九第一項に規定する利用料金の收受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合で、知事が臨時に管理公園の管理を行うときについて準用する。この場合において、「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

追加〔平成二五年規則七五号〕

別表第一（第七条関係）

一 養老公園

1 パークゴルフ場

区分		単位	金額（円）
ゴルフ用具	クラブセット	一式	三三〇
	シューズ	一足	二二〇
	カート	一台	一一〇
	傘	一本	一一〇
コインロッカー		一回	一〇〇

2 心のテーマパーク養老天命反転地

区分	単位	金額（円）
コインロッカー	一回	一〇〇

二 岐阜メモリアルセンター

1 附属施設

区分		金額（円）			
		午前	午後	夜間	全日
陸上競技場	会議室	八、三二〇	一〇、八〇〇	九、九四〇	二九、〇六〇
野球場	会議室	三、四六〇	四、五四〇	四、一〇〇	一二、一〇〇
本館	第一会議室	六、一六〇	七、九九〇	七、三四〇	二一、四九〇

注

- 一 午前とは午前九時から午後一時までを、午後とは午後一時から午後五時までを、夜間とは午後五時から午後九時までを、全日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 二 午前及び午後を通じて利用する場合の利用時間は午前九時から午後五時まで、午後及び夜間を通じて利用する場合の利用時間は午後一時から午後九時までとし、これらの場合の利用料金の額は、それぞれこの表に定める午前及び午後の額の合計額又は午後及び夜間の額の合計額の範囲内で指定管理者の定める利用料金の額とする。
- 三 陸上競技場若しくは野球場の会議室又は本館の第一会議室を二室に区分してその一方のみを利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の範囲内で指定管理者が定める利用料金の額に〇・五を乗じて得た額（十円未満の端数が生じたときは、十円未満を四捨五入する。）
- 四 陸上競技場及び野球場の会議室の利用料金の額は、各施設の会議室のみを利用する場合に適用する。

2 附属設備等

区分		単位	金額（円）
体育器具	電光表示盤	第一体育館	一台 九、七二〇
		陸上競技場	一時間 三、二四〇
		野球場	一時間 三、六七〇
		水泳場	一時間 一、七三〇
	移動式バスケットゴール		一式 二、七一〇
	レスリング用具		一式 二、一六〇
	新体操用床マット		一式 二、一六〇
	体操	男子全種目	一式 一二、九六〇
		女子全種目	一式 八、六四〇
	陸上競技用具	全種目	一式 二一、六〇〇
		短・長・リレー競技	一式 二、四九〇
		ハードル競技	一式 二、四九〇
		走高跳競技	一式 二、四九〇
		棒高跳競技	一式 二、四九〇
		走幅・三段跳競技	一式 二、四九〇
		ハンマー投競技	一式 二、四九〇
やり投競技		一式 二、四九〇	
円盤投競技		一式 二、四九〇	
砲丸投競技		一式 二、四九〇	
音響設備	第一体育館音響調整設備	一式 一六、二〇〇	
	第二体育館放送設備	一式 三、二四〇	
	武道館	剣道場放送設備	一式 二、三八〇
		柔道場放送設備	一式 二、三八〇
	陸上競技場	一階放送設備	一式 五、四〇〇
		四階放送設備	一式 五、四〇〇
	野球場放送設備	一式 五、四〇〇	

照明設備	アリーナ照明	第一体育館	半灯	一時間	三、六七〇	
			全灯	一時間	七、二四〇	
		第二体育館	半灯	一時間	一、四一〇	
			全灯	一時間	二、八一〇	
		武道館	剣道場半灯	一時間	一、〇八〇	
			柔道場半灯	一時間	一、〇八〇	
	ステージ照明		六〇キロワット未満	一式	二一、六〇〇	
			六〇キロワット以上	一式	五四、〇〇〇	
	夜間照明	陸上競技場	四分の一灯	一時間	五、九五〇	
			二分の一灯	一時間	一一、八八〇	
			全灯	一時間	二三、七六〇	
		野球場	三分の一灯	一時間	一二、九六〇	
			三分の二灯	一時間	二五、九二〇	
			全灯	一時間	三八、八八〇	
		水泳場	二分の一灯	一時間	一、三〇〇	
			全灯	一時間	二、五九〇	
		庭球場	センターコート	二分の一灯	一時間	一、八四〇
				全灯	一時間	三、六七〇
			一般コート	二分の一灯	一時間	三三〇
				全灯	一時間	六五〇
		補助競技場	二分の一灯	一時間	六、四八〇	
			全灯	一時間	一二、九六〇	
	ピンスポット			一台	三、二四〇	
持込電気器具		基本料	一キロワット	二二〇		
		加算料	一キロワット一時間	五〇		
冷暖房設備	第一体育館		一時間	一六、六三〇		
	第二体育館		一時間	一一、五六〇		
	武道館	剣道場	一時間	五、五一〇		
		柔道場	一時間	五、五一〇		
	体育室		一時間	三、六七〇		
舞台設備	組立舞台ユニット		一式	九〇、七二〇		
	金びょうぶ		一双	五、四〇〇		
	演台（花台を含む。）		一台	二、一六〇		
	司会者用演台		一台	一、〇八〇		
	バトン		一本	一、〇八〇		
映写設備			一式	一、〇八〇		
その他	椅子		一脚	二〇		
	長机		一脚	五〇		
	フォークリフト		一台	一〇、八〇〇		
	壁面収納可動席		一式	五四、〇〇〇		

三 岐阜県百年公園
サイクリングロード

区分	単位	金額（円）
自転車	二時間	一一〇

四 花フェスタ記念公園
茶室

区分		単位	金額（円）
茶会用具		一式	一、〇三〇
冷暖房設備	広間	一時間	二一〇
	小間	一時間	一〇〇

追加〔平成一七年規則一一号〕、一部改正〔平成一七年規則一三五号・二五年七五号・二六年四九号〕

別表第二（第八条関係）

区分		金額（円）		
水泳場	五〇メートルプール及び二五メートルプール（冷水期間）	十八歳以上の者の利用	一人一回	三三〇
		十八歳未満の者の利用	一人一回	一六〇
	五〇メートルプール及び二五メートルプール（温水期間）	十八歳以上の者の利用	一人一回	六五〇
		十八歳未満の者の利用	一人一回	三三〇
弓道場	十八歳以上の者の利用	一人一回	三三〇	
	十八歳未満の者の利用	一人一回	一六〇	
補助競技場	十八歳以上の者の利用	一人一回	一一〇	
	十八歳未満の者の利用	一人一回	五〇	

全部改正〔平成二五年規則七五号〕、一部改正〔平成二六年規則四九号〕

別記

第1号様式

（第4条関係）

一部改正〔昭和51年規則35号・63年82号・平成元年77号・26年49号〕

第2号様式（第4条関係）

一部改正〔昭和51年規則35号・63年82号・平成元年77号〕

第3号様式（第4条関係）

一部改正〔昭和51年規則35号・63年82号・平成元年77号〕

第4号様式

（第4条関係）

一部改正〔昭和51年規則35号・63年82号・平成元年77号・26年49号〕

第5号様式（第4条関係）

一部改正〔昭和51年規則35号・63年82号・平成元年77号〕

第5号様式の2（第4条関係）

追加〔平成8年規則43号の2〕

第6号様式

（第5条関係）

全部改正〔昭和63年規則82号〕、一部改正〔平成元年規則77号・8年82号・15年2号・25年75号・26年49号〕

第6号様式の2

（第6条関係）

追加〔平成16年規則63号〕、一部改正〔平成25年規則75号〕

第7号様式（第6条関係）

全部改正〔昭和63年規則82号〕、一部改正〔平成15年規則2号〕

第7号様式の2（第6条関係）

追加〔平成8年規則43号の2〕、一部改正〔平成14年規則75号・17年135号〕

- 第7号様式の3 (第6条関係)
追加〔平成15年規則16号〕、一部改正〔平成17年規則9号〕
- 第7号様式の4 (第6条関係)
追加〔平成17年規則11号〕
- 第7号様式の5 (第6条関係)
追加〔平成16年規則74号〕、一部改正〔平成17年規則11号〕
- 第7号様式の6 (第6条関係)
追加〔平成17年規則9号〕、一部改正〔平成17年規則11号〕
- 第7号様式の7
(第6条関係)
追加〔平成25年規則75号〕
- 第7号様式の8
(第6条関係)
追加〔平成7年規則107号〕、一部改正〔平成8年規則43号の2・15年16号・16年74号・17年9号・11号・25年75号〕
- 第7号様式の9
(第6条の2関係)
追加〔平成26年規則49号〕
- 第8号様式
(第9条関係)
全部改正〔昭和63年規則82号〕、一部改正〔平成元年規則77号・15年2号・25年75号〕
- 第8号様式の2
(第9条関係)
追加〔平成25年規則75号〕
- 第8号様式の3
(第10条関係)
追加〔平成14年規則75号〕、一部改正〔平成25年規則75号〕
- 第9号様式
(第11条関係)
全部改正〔平成25年規則75号〕
- 第9号様式の2
(第11条関係)
全部改正〔平成25年規則75号〕
- 第10号様式
(第13条関係)
一部改正〔昭和51年規則35号・62年100号・63年82号・平成元年77号・15年2号・25年75号〕
- 第11号様式
(第13条関係)
一部改正〔昭和51年規則35号・62年100号・63年82号・平成元年77号・15年2号・25年75号〕
- 第12号様式
(第14条関係)
追加〔平成16年規則98号〕、一部改正〔平成25年規則75号〕